

「小川自治会 個人情報取扱規程」

2018年10月14日施行

(目的)

第1条 この規程は、本会の個人情報の取扱いについて必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いを確保することを目的とします。

(責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法令等を遵守するとともに、本会の活動において個人情報の保護に努めます。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱規程を、総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知します。

(管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は、会長とします。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は、会長が指定する役員または組織の長ならびに要援護者を支援する者とします。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。その職を退いた後も、同様とします。

(個人情報の取得)

第7条 本会は、「入会届」や「調査票」などの書面を通じて個人情報を取得します。

2 要援護者の支援等のため、法令等に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得します。

3 本会が会員から取得する個人情報は、世帯主氏名、住所、電話番号のほか、災害時における避難支援活動に必要な家族情報、生年月日、性別、要配慮個人情報、援護の要否、緊急時連絡先、その他の項目で、会員が同意する事項とします。

(個人情報の訂正等)

第8条 会員は、第7条に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し訂正等を求めることができます。

2 前項の請求があった場合、個人情報管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行います。ただし、各会員にすでに配付されている会員名簿等は、訂正等について会員に連絡することをもってこれに替えることができるものとします。

(利用)

第9条 本会が保有する個人情報は、各号に掲げる活動等に際して利用します。

- (1) 会議開催、会員管理、その他文書の送付など
- (2) 会員名簿の作成及び地図の作成
- (3) 会員相互の親睦を高める活動
- (4) 安全・安心・連帯感のある、楽しい街づくり
- (5) 祝い金等の対象者の把握
- (6) 災害時の要配慮者・避難行動要支援者の支援活動

(管理)

第10条 個人情報は、会長及び会長が指定する役員または組織の長ならびに要援護者を支援する者が適正に管理します。

2 会員名簿は、配布を受けた個々の会員が適正に管理することとします。

3 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄します。

(提供)

第11条 本会は、会員の氏名、電話番号、住所を記載した会員名簿を会員に配付します。

2 その他、個人情報とは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しません。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合

(4) 国の機関若しくは東京都、町田市またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(5) 個人情報のうち、役員に関するもので、町田市、町内会・自治会連合会、またはこれらに準じる公共目的の団体・学校が、自治会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 取扱者は、個人情報を第三者(国の機関若しくは東京都、町田市またはその委託を受けた者を除く)に提供したときは、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)

第25条に定める第三者提供に係る記録を作成し保存します。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 取扱者は、第三者(国の機関若しくは東京都、町田市またはその委託を受けた者を除く)から個人情報の提供を受けるに際しては、法第26条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し保存します。

(開示)

第14条 会員は、第7条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し開示を請求することができます。

2 個人情報管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第28条第2項に該当する場合を除き、本人に開示します。

(漏えい発生時等の対応)

第15条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡します。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行います。

(開示請求及び相談窓口)

第16条 本会における、開示請求及び相談窓口は、会長とします。

付則

(1) この規程は、2018年10月14日から施行します。

(2) この規程は小川自治会会則関連集とします。

(3) この規程の改正等があった場合は、改正等内容と実施年月日を項目毎に付則に記載します。